

TOKYO働き方改革宣言

従業員のワークライフバランスの推進を目指して、働き方改革に全所的に取り組みます。

平成30年1月11日

税理士法人齊藤会計事務所

目 標

働き方の改善

繁忙期を除き、法定労働時間を超えないような勤務体制を目指します。

休み方の改善

全職員が積極的に休暇を取得できるような職場の風土を作り、年次有給休暇取得率50%以上を維持します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・残業を行うときは事前申告制度とします。
- ・多様な働き方を推進するため、在宅勤務制度を導入し、運用します。

休み方の改善

- ・個別の休暇取得状況を定期的に提供し、休暇を取得しやすい雰囲気を作ります。
- ・妊娠症状により就業が困難なときの休暇制度を導入します。